

◎新潟県告示第1340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所総務課において縦覧に供する。

平成25年11月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新発田津川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
東蒲原郡阿賀町川口字下勘左エ門坂 2088 番 1 から  同郡同町白崎字中野154番 3 まで	新	(A) 4.8～73.5メートル	2,274.4メートル
		(B) 10.4～81.0メートル	2,374.3メートル
	旧	4.8～73.5メートル	2,274.4メートル

備考1 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 路線の重用

一部区間一般国道49号と重用